

(案)

## 愛知県と第一生命保険株式会社との包括的連携協定

愛知県（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力し、県民が安心して健康で暮らすことができる社会の構築及び女性の活躍促進に資するため、以下のとおり包括的連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と協働に関する基本的な事項について定める。

（連携事項）

第2条 甲と乙は次の事項について、保険業法上、許容される範囲内で連携し協力する。なお、乙は、甲との協議により、連携事項の一部を、第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び乙の関係会社を実施させることができる。

- （1）健康づくりに関すること
- （2）結婚・子育て支援に関すること
- （3）高齢者支援に関すること
- （4）障害のある方への支援に関すること
- （5）女性の活躍促進に関すること
- （6）その他、県民が安心して健康で暮らすことができる社会の構築に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（意見交換）

第3条 第2条の取組を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて意見交換を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できる

ものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成32(2020)年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申出がない場合は、更に1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者(第一生命ホールディングス株式会社及びその国内子会社を除く。)に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証明するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県  
知事

大村 秀章 (当日署名)

乙 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号  
第一生命保険株式会社  
代表取締役社長

稲垣 精二 (当日署名)